

京都市告示第 2 4 8 号

生活保護法による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による介護支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成，介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は施設介護を担当する機関から，生活保護法第 5 0 条の 2（中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 4 項（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定による事業の廃止等の届出がありました。

平成 2 6 年 7 月 3 0 日

京都市長 門川大作

介護機関廃止

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
居宅療養管理指導	三愛薬局	東山区三条通大橋東入大橋町 1 0 2	平成 26 年 5 月 10 日
介護予防居宅療養管理指導	三愛薬局	東山区三条通大橋東入大橋町 1 0 2	平成 26 年 5 月 10 日
通所介護	南芝町デイサービスセンター	左京区下鴨南芝町 2 1 番地の 4	平成 26 年 6 月 30 日
介護予防通所介護	南芝町デイサービスセンター	左京区下鴨南芝町 2 1 番地の 4	平成 26 年 6 月 30 日

介護機関所在地変更

サービスの種類	名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
訪問入浴介護	アサヒサンクリオン在宅介護センター京都南	南区東九条河辺町 3 4 番地 CAS A + α 烏丸 1 階	南区西九条東柳ノ内町 4 3 番地ナックビル 2 階 1 号	平成 26 年 6 月 1 日

サービスの種類	名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
介護予防訪問入浴介護	アサヒサンクリ ーン在宅介護セ ンター京都南	南区東九条河辺町 34番地 CAS A+α 烏丸1階	南区西九条東柳ノ 内町43番地ナッ クビル2階1号	平成26年6月 1日
福祉用具貸与	アサヒサンクリ ーン福祉用具セ ンター京都	南区上烏羽堀子町 121	東山区鞆町通七条 上る下堀詰町24 6番2の2	平成26年6月 7日
福祉用具販売	アサヒサンクリ ーン福祉用具セ ンター京都	南区上烏羽堀子町 121	東山区鞆町通七条 上る下堀詰町24 6番2の2	平成26年6月 7日
介護予防福祉用 具貸与	アサヒサンクリ ーン福祉用具セ ンター京都	南区上烏羽堀子町 121	東山区鞆町通七条 上る下堀詰町24 6番2の2	平成26年6月 7日
特定介護予防福 祉用具販売	アサヒサンクリ ーン福祉用具セ ンター京都	南区上烏羽堀子町 121	東山区鞆町通七条 上る下堀詰町24 6番2の2	平成26年6月 7日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)